

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 多久島 逸平
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区麹町三丁目5番2号 BUREX麹町 木村・多久島・山口法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年3月10日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社西武ホールディングス
証券コード	9024
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	Saberasu Japan Institutional Holding B.V.
住所又は本店所在地	オランダ王国バールン市 3743 ケイエヌ オウデユトレヒツェ ヴェーグ 32 (Oude Utrechtseweg 32, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区麹町三丁目5番2号 BUREX麹町 木村・多久島・山口法律事務所 弁護士 多久島 逸平
電話番号	03-6272-3860

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.8
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年1月12日
訂正箇所	第3 [共同保有者に関する事項] 4 [共同保有者/4] (1) [共同保有者の概要] [法人の場合]

(訂正前)

## 第3【共同保有者に関する事項】

## 4【共同保有者/4】

## (1)【共同保有者の概要】

## 【法人の場合】

設立年月日	平成24年9月20日
代表者氏名	シェイラ M. ペルーソ (Sheila M. Peluso) / J.W. ワッテル (J.W. Wattel)
代表者役職	マネージング・ディレクター / マネージング・ディレクター
事業内容	投資業

(訂正後)

## 第3【共同保有者に関する事項】

## 4【共同保有者/4】

## (1)【共同保有者の概要】

## 【法人の場合】

設立年月日	平成24年9月20日
代表者氏名	シェイラ M. ペルーソ (Sheila M. Peluso) / デ ヨング バスティアン ミシェル (de Jong, Bastiaan Michiel)
代表者役職	マネージング・ディレクター / マネージング・ディレクター
事業内容	投資業